

令和7年度契約締結前の公表(地方自治法施行令第167条の2第1項第3号又は第4号に基づく契約)

(交通局、上下水道局、病院局においては、地方公営企業法施行令第21条の13第1項第3号又は第4号に基づく契約)

課名	北区土木センター 維持課						
番号	契約の名称	契約概要	履行期間 (納期)	種別	契約締結 予定時期	契約の相手方の決定方法及び選定基準	契約の相手方となる ための申請方法
1	坪井川緑地運動施設管理 及び使用料収納事務業務委託	園内施設の予約受付・ 収納事務、AEDの点検 作業等業務	R8.4.1～ R9.3.31	役務の提供	第1四半期	・高齢者等の雇用の安定等に関する法律第37 条第1項に規定するシルバー人材センターで あって、その指定区域が熊本市であるもの。 ・見積書の徴取による見積額が予定価格の範 囲内であること。	相手方が限定されて いるため申請を要し ない
2	坪井川緑地管理業務委託	公園清掃・除草・低木 剪定業務	R8.4.1～ R9.3.31	役務の提供	第1四半期	・高齢者等の雇用の安定等に関する法律第37 条第1項に規定するシルバー人材センターで あって、その指定区域が熊本市であるもの。 ・見積書の徴取による見積額が予定価格の範 囲内であること。	相手方が限定されて いるため申請を要し ない
3	武蔵塚公園管理業務委託	公園清掃・除草・低木 剪定業務	R8.4.1～ R9.3.31	役務の提供	第1四半期	・高齢者等の雇用の安定等に関する法律第37 条第1項に規定するシルバー人材センターで あって、その指定区域が熊本市であるもの。 ・見積書の徴取による見積額が予定価格の範 囲内であること。	相手方が限定されて いるため申請を要し ない
4	上立田北鶴公園外8公園 除草業務委託	公園除草業務	R8.4.1～ R8.11.30	役務の提供	第1四半期	・高齢者等の雇用の安定等に関する法律第37 条第1項に規定するシルバー人材センターで あって、その指定区域が熊本市であるもの。 ・見積書の徴取による見積額が予定価格の範 囲内であること。	相手方が限定されて いるため申請を要し ない

※熊本市契約事務取扱規則第14条の3第2号関連